

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式において、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

<土木設計関係>

【入札参加者の所在地】

- ・ 入札参加者の所在地として、支店・営業所を評価されているが、測量設計業の場合は、測量法の趣旨に沿って技術者の『常駐』を評価すべきと考える。

【消防団員への継続加入】

- ・ 消防団員への継続加入に係る評価対象の地域要件について、測量設計業の場合は建設業に比べ企業規模が小さいことから、広域消防の実態を踏まえて建設事務所管内としていただきたい。

【東日本大震災等への対応】

- ・ 東日本大震災に起因する災害対応として、除染支援業務等の業務への取組みを追加していただきたい。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・ 簡易型（提案型・技術者型）では、有資格者数、受注実績プラス営業所の多い企業が優位に立っており、落札者が特定化される傾向になっている。
- ・ 同じような委託規模・業務内容でも、発注者の判断によって発注方式が異なっている場合がある。総合評価方式は、技術的な工夫の余地が大きい業務にのみ適用していただきたい。
- ・ 総合評価方式は、書類作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。事務的な負担が少なく、地域に見合った企業力（経営実態・業務実績）を総合的に評価できる制度の構築を検討していただきたい。

<建築設計関係>

- ・ 建築設計の新築、改築は公募型プロポーザル方式を原則として要望するが、条件付一般競争入札では総合評価方式が望ましいと考える。

意見聴き取り調査票

2 東日本大震災の影響について

東日本大震災からの復旧・復興のため大規模営繕工事に係る建築設計業務委託において、公募型プロポーザル方式を採用した発注が増えていることについて、影響と御意見をお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・ 公募型プロポーザル方式を採用した発注は、工期短縮、入札不調、不落対策として歓迎されるが、地質調査部門に係る業務において、手持ち、手戻り（堀止め協議・検尺等）が懸念される。

<建築設計関係>

- ・ 本来、建築設計者をお金の多寡で決めることは間違っているのに、公募型プロポーザル方式を採用した発注が増えていることは歓迎する。
ただし、復興のためか時間が通常よりも短く設定されていることに対しては不満を感じているので、プロポーザルの提案期間と適切な設計期間を確保していただきたい。

3 技術者の確保について

技術者の確保の現状と対応策についてお聞かせください。

<土木設計関係>

（現状）

- ・ 技術の継承のためにも、新規採用を実施したいが、近年の厳しい受注環境の中では将来の経営見通しが立たないので、新規採用を手控えている。
- ・ 中堅クラスの技術者が少ない。会社の技術力アップの観点から中途採用社員も考えているが、首都圏と地方との給与格差があり、厳しい雇用環境状況にある。
- ・ 復興業務が本格的に実施されていく中で、発注者支援業務も増加していくと予想されるが、この数年間は、限りある技術者を発注者事務所に常駐させることは困難な状況にある。
- ・ 特に測量については、専門技術者の教育機関が減少していることから技術者の育成・確保が難しい。

（対応策）

将来の業務量確保が見通せない現状では、新たな技術者の確保には踏み切れない状況にあるが、将来的に会社を維持するためには若手技術者の確保が喫緊の課題となっている。積極的に求人活動を実施しているが、若手人材の確保は厳しい状況にある。将来に展望がある業界となることが、人材確保の必須条件と思われる。

意見聴き取り調査票

- ・再雇用及び契約社員等の活用
- ・大学・高校への訪問
- ・学生等を対象としたセミナー開催
- ・インターンシップ等を通じた企業情報の発信
- ・業界の積極的なPRによる社会的な認知度の向上
- ・技術者の待遇改善
- ・労働環境の改善、業務の適正配分等を通じた長時間労働の回避
- ・他県のコンサルからの応援

<建築設計関係>

- ・ 建築設計を自分の生業として目指す若い人が減っており、設計事務所を選ぶ学生はほんの一握りで、残業や給与の安さなど就業環境の悪さもあり、建築に魅力を感じて自分も設計してものをつくってみたいという夢を持つ学生が非常に少ない。

建築空間は体験をしてみないとその魅力が分かりにくいので、身近に、つまり県内にいい建築が数多く創られることが大切で、それによって学生が建築にあこがれ建築文化の必要性を理解され、県内の建築技術者の育成と確保が図られることにつながると考える。

- ・ 震災後の改修、改築建築物が多く、特に設備技術者の確保が難しい。
- ・ 建築設計においては、震災後の改築工事に加えて耐震診断及び耐震改修の設計もあり、特に構造技術者の確保が困難な状況にある。

4 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について

県では、入札及び契約に対する透明性及び公正性を確保するため、今年度より工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行を実施し10月1日からは内容の見直しを行ったところですが、この試行について御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・ 落札決定後に疑義申立ての手続きをすることも大切であるが、閲覧期間中に質問等を厳正に受け止め、真摯に回答していただくことを基本としていただきたい。

意見聴き取り調査票

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

○ 指名競争入札制度の活用

- ・ 指名競争入札は、受注希望者の能力や信用度、地域貢献度等を指名の段階で調査・確認できる制度であると考えます。
- ・ 公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが重要であり、これまでの成果を反映できる指名競争入札制度の活用が、その品質確保の有効な手法の一つであると考えます。
- ・ 地域経済や雇用など、企業と地域の関わりを考慮すれば、地元企業の受注機会を確保することは大切であると考えます。
- ・ 災害時には、いち早く対応するため、速効性のある随意契約等も積極的に活用すべきであると考えます。

<建築設計関係>

- ・ 建築設計の電子入札導入を促進していただきたい。
- ・ 建築設計は震災後多忙な状況にあり、競争入札の場合一般競争入札の公募に対応する時間が無く、指名競争入札を原則として採用していただきたい。

<土木・建築共通>

- ・ 品質確保の観点から最低制限価格を引き上げて設定していただきたい。
- TPPに対応した入札制度の構築
- ・ 現在、政府で進めているTPPが採択されると、地方公共団発注における国際入札適用基準が測量設計等の公共サービスでは2.3億円から750万円と約30分の1に引下げられることになる。
 - ・ 750万円以上の委託業務が全て一般競争入札となれば、新興国参入並びに国内での企業間競争等の激化により、地元企業にとっては大変厳しい状況になってくるので、地元企業を擁護・確保するための入札制度の構築についての検討をお願いしたい。

TPP加入

建設産業の崩壊招く

コンサル、地方業者を直撃

京都大学の藤井聡教授は23日、環太平洋連携協定(TPP)に日本が加入した場合、コンサルタントと地方建設業への致命的打撃を含め、建設産業の崩壊につながる可能性がある問題提起した。物品・サービスと建設工事など政府調達に国際調達基準が地方自治体でも大幅に引き下げられる可能性と、国際調達件数が急増することで行方手続きが煩雑化・長期化し、地方自治体発注工事を含め発注時期が大幅にずれ込むことで、コンサルを含む国内企業の減収と競争激化、破たん増加につながるが理由。農業が焦点になりがちでTPP加入問題は、建設産業界にも大きな影響があることに警鐘を鳴らした格好だ。

藤井京大教授が警鐘

藤井教授は、自民党の「TPP参加の即時撤回を求める会」(森山裕会長)が開いた23日の会合で、TPP加入による建設産業界への影響について解説。今後のTPP枠組みの主導権を握るオバマ大統領の戦略的経済連携協定(P4)の発言と米国の経済状況、TPPに先行して進む環太平洋

を比較した試算を基に、TPP加入は、建設産業界に限定的なメリットしかもたらさない一方で、建設産業界と日本の社会基盤整備に深刻な被害を与える可能性を示唆した。具体的にはオバマ大統領の2011年一般教書演説で「アメリカの雇用を促進する

よくな協定にのみ署名する」など複数の発言を踏まえ、TPPの米国の狙いは「日本への輸出を拡大し、米国内の雇

用を創出する」ことであり、「関税をなくし円高ドル安を誘導しているから、いまTPPに加入しても日本の輸出は伸びない」とした。その上で、TPP加入が公共事業の停滞や建設業界のさまざまな社会的規範・慣習の解体、国内建設市場への海外企業促進、建設デフレ、社会インフラの質的低下を招くと警鐘を鳴らした。

そのため日本が今後取るべき戦略として、日本は積極財政による内需拡大でデフレを脱却し、所得向上と経済成長を果した上で、米国が日本に求める輸入拡大へつなげることで日米双方ともメリットを享受すべきと主張した。

藤井教授が建設産業界への影響として指摘する非関税障壁撤廃の可能性については、すでに米国は、これまでの日米規制改革要望で、地域要件撤廃などを盛り込んでいた。

建設産業界・社会基盤整備への影響

- ①国際入札範囲の拡大と公共事業の停滞
 - ・TPPのベースであるP4協定(*)が採用されると、建設は一律500万SDR(7.65億円)、サービスが5万SDR(750万円)。
 - ・現在、日本はWTOで建設が国450万SDR(6.9億円)、地方1,500万SDR(23億円)、サービスは国45万SDR(690万円、地方150万SDR(2.3億円))。
 - ・建設で地方発注案件が約3倍、サービス(コンサルなど)が国で約9倍、地方で約30倍、国際入札が拡大することで、公示期間の長期化と英文公文書などで行政経費の肥大化と工事発注時期が現行より大幅にずれ込む可能性。
- ②非関税障壁の撤廃による外資参入の現実化
 - ・災害復旧支援などへの対応などが非関税障壁として撤廃要求の可能性。結果的に現行の慣習が否定され、復旧活動の担い手も喪失。
 - ・労働市場の自由化や、発注ロット拡大、地域要件のほか配置技術者制度などローカル規制撤廃の外圧実現で海外企業が国内参入
- ③外資参入の現実化による建設産業の秩序崩壊
 - ・現状のWTO基準からP4基準で国際入札になると、建設工事で、地方自治体などの発注案件が現状年間数件から最大100件程度に拡大。コンサル業務も地方発注は数件から1万件以上、国発注は800件程度がほぼすべて対象になるなど、国内で建設、コンサル合わせ1兆円規模の国際競争入札市場が誕生。
 - ・競争激化による建設デフレはさらに深刻化。特に地方建設業者は致命的打撃を受け、建設・コンサル企業の減収と大量倒産の可能性も
- ④社会インフラの質的低下
 - ・非関税障壁撤廃圧力による、除雪・災害復旧対応地区の空白地帯拡大、国内建設業の特徴であるモノづくり重視の業界慣習喪失で、社会基盤整備の質的低下の可能性。
 - *シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国の協定。特段の定めがない限りすべての関税を撤廃。実際は全品目の約8割が即時撤廃。

※京大藤井研究室(藤井聡教授、中野剛志助教)がまとめた資料から作成